

I 中間見直しの目的

平成30年3月に策定した第7期滋賀県保健医療計画について、6年間の計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行うこととなっている

新型コロナウイルス感染症の影響により、県として新型コロナウイルス感染症対策に全力を注いできたため令和2年度中に十分な議論の機会を確保することが困難だったこと、厚生労働省から中間見直しを令和3年度以降に延ばしても差し支えない旨通知されたことから、令和3年度から令和4年度初旬にかけて中間見直しを行う

II 計画期間

令和4年度～令和5年度(中間見直し後)  
※全体の計画期間は平成30年度～令和5年度

III 計画の構成

- 第1部 総論
  - 第1章 計画に関する基本事項
  - 第2章 保健医療環境の概況
  - 第3章 基本理念
  - 第4章 保健医療圏
- 第2部 中間見直しの考え方  
(ロジックモデルを活用し体系的な見直し)
- 第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備
  - 第1章 医療提供体制のあり方
  - 第2章 地域医療構想
  - 第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制
    - 1 がん/2 脳卒中/3 心筋梗塞等の心血管疾患/4 糖尿病/5 精神疾患
    - 6 救急医療/7 災害医療/8 小児医療
    - 9 周産期医療/10 へき地医療
    - 11 在宅医療/12 新興感染症
  - 第4章 患者・利用者を支える人材確保・養成
- 第4部 計画の推進
  - 第1章 推進体制および評価

IV 計画の概要

基本理念  
【現行計画から継続】

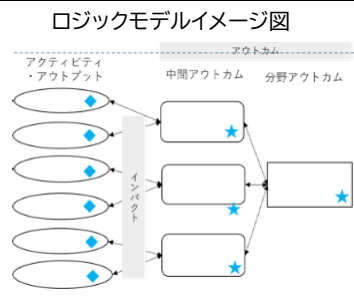
『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』  
～健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進と地域包括ケアシステムの深化～

滋賀県保健医療計画で目指す5つの姿【現行計画から継続】

- ① 県民一人ひとりがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしている
- ② 高度・専門医療の充実に、より、効果的な医療サービスが提供されている
- ③ 医療機能の分化・連携が図られ、その人に応じた医療サービスが提供されている
- ④ 高度急性期から在宅医療・介護、そして看取りまで切れ目なくサービスが提供されている
- ⑤ これらのサービスの提供を支える地域の医療福祉の体制が整備されている

中間見直しのポイント

- 主要施策の5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)・5事業(救急医療、災害医療、小児医療、周産期医療、へき地医療)及び在宅医療に関する事項に関する施策、指標に関して、ロジックモデル(施策のインプット(投入)からアウトカム(成果)までの因果関係を図式化した論理構造図)を活用し見直しを行う
- 第8期医療計画改定時に新たに「新興感染症」が6事業目に追加となることを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症に関する取組を中心に記載する(検査体制、病床・療養施設の確保、入院搬送調整、ワクチン接種支援等)
- 第7期滋賀県保健医療計画において中間見直し時を目的に検討を行うとしている二次保健医療圏域の在り方について、現行の7つの保健医療圏域を維持する方向で整理
- ブロック化による医療提供体制について、精神救急(3ブロック)、周産期(4ブロック)分野に加えて、現行計画期間中に救急医療、小児救急医療の一部(湖南・甲賀)においてブロック化による医療資源の集約化を実施、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、小児救急医療についてブロック化の整備状況等の整理を行う
- 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ(令和元年11月15日公表)にてとりまとめられた都道府県ごとの需給推計に基づく看護職員確保に係る取組の見直しを行う



【参考】

《二次保健医療圏》

種別	圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口(単位:人)
二次保健医療圏	大津保健医療圏	1	大津市	345,202
	湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	346,649
	甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142,909
	東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	226,814
	湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	155,375
	湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150,920
	湖西保健医療圏	1	高島市	46,379

《ブロック化による医療提供体制》

精神科救急	大津・湖西	湖南・甲賀・東近江	湖東・湖北			
周産期	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北		
救急医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北		
小児救急	大津	湖西	湖南・甲賀	東近江	湖東	湖北

《計画の位置づけ》

- ・医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- ・本県の保健医療施策推進の目標
- 〈滋賀県保健医療計画に付随する計画〉
- ・「滋賀県地域医療構想」(平成28年度～令和7年度)
- ・「滋賀県医師確保計画」(令和2年度～令和5年度)
- ・「滋賀県外来医療計画」(令和2年度～令和5年度)